


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市国土強靱化地域計画策定本部要綱について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>(1) 目的 東大和市国土強靱化地域計画の策定を円滑に進めるため、東大和市国土強靱化地域計画策定本部の設置を目的とした要綱を制定するものである。</p> <p>(2) 所掌事務 本部は、①国土強靱化地域計画の策定に関すること、②その他国土強靱化に係る事項を所掌する。</p> <p>(3) 組織 ア 市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長及び参事（総務部参事を除く。）で組織する。 イ 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。 ウ 本部長は、本部の下に部会を設置することができる。</p> <p>(4) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(5) 影響及び効果 東大和市国土強靱化地域計画を円滑に策定することができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。